

# 第88期

## 定時株主総会招集ご通知

開催  
日時

2024年6月27日(木曜日)  
午前10時(受付開始:午前9時)

開催  
場所

リーガロイヤルホテル東京  
3階「ロイヤルホール」



VIA HOLDINGS INC.

### 目次

▶ 第88期定時株主総会招集ご通知	1
▶ 株主総会参考書類	5
▶ 事業報告	16
▶ 連結計算書類・計算書類	28
▶ 監査報告書	32
▶ 株主総会会場ご案内図	裏表紙

■ 株主総会の開催にあたり、大きな変更が生じる場合には、以下のウェブサイトにてお知らせいたしますので、ご出席の際にはご確認くださいませようお願い申し上げます。

<https://www.via-hd.co.jp/ir/library/meeting/>

株式会社 **ヴィア・ホールディングス**

証券コード: 7918

# ■ 招集ご通知

2024年6月7日

証券コード：7918

(電子提供措置の開始日 2024年6月5日)

株 主 各 位

東京都新宿区早稲田鶴巻町519番地  
株式会社 **ヴィア・ホールディングス**  
代表取締役社長 **楠元 健一郎**

## 第88期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第88期定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご通知申し上げます。  
本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト  
サイトに電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】

<https://www.via-hd.co.jp/ir/library/meeting/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ヴィア・ホールディングス」又は、「コード」に当社証券コード「7918」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認くださいませようお願い申し上げます。



なお、当日ご出席されない場合は、書面（議決権行使書）又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、2024年6月26日（水曜日）午後6時までには到着するようご送付いただくか、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>）により、2024年6月26日（水曜日）午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2024年6月27日（木曜日）午前10時  
2. 場 所 東京都新宿区戸塚町一丁目104番19号  
リーガロイヤルホテル東京 3階「ロイヤルホール」

### 3. 会議の目的事項

#### 報告事項

- 第88期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）  
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第88期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）  
計算書類報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少の件
- 第2号議案 剰余金の処分（C種優先株式及びD種優先株式に係る配当）の件
- 第3号議案 取締役8名選任の件
- 第4号議案 監査役3名選任の件

◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に交付する書面には記載しておりません。従いまして、書面交付請求をいただいた株主様に交付する書面は、監査報告を作成するに際し、会計監査人及び監査役が監査をした書類の一部であります。

業務の適正を確保するための体制・業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要・連結株主資本等変動計算書・連結計算書類の連結注記表・株主資本等変動計算書・計算書類の個別注記表

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁に記載のインターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を記載させていただきます。

以 上

## 議決権行使についてのご案内

- 議案につき賛否のご表示がない場合は、賛成の議決権行使があったものとして取り扱わせていただきます。
- 議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。
- インターネットによる方法で重複して議決権を行使された場合、又は議決権行使書面による方法で重複して議決権を行使された場合は、いずれも最後に行使されたものを有効とさせていただきます。

### 株主総会にご出席いただける場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

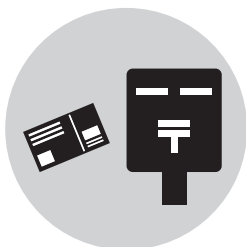
なお、当日代理人により議決権を行使される場合は、他の議決権を有する株主様1名に委任することができます。この場合は、代理権を証明する書面をご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参いただきますようお願い申し上げます。

開催日時

2024年6月27日（木曜日）午前10時  
（受付開始 午前9時）

### 株主総会にご出席いただけない場合

#### 郵 送



議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示の上、ご返送ください。

議決権  
行使期限

2024年6月26日（水曜日）午後6時到着分まで

#### インターネット

▶ 詳細は **次ページ** をご覧ください

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>）にて各議案に対する賛否をご入力ください。

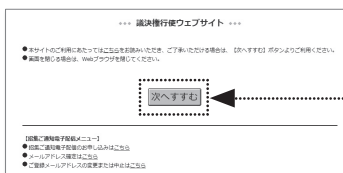
議決権  
行使期限

2024年6月26日（水曜日）午後6時行使分まで

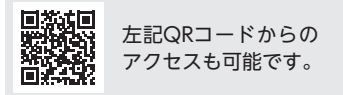
# インターネットによる議決権行使のご案内

議決権をインターネットにより行使される場合は、次の事項をご了承の上、議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、議決権行使書用紙の右片に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」を入力して、画面の案内に従って行使していただきますようお願い申し上げます。

## 1 議決権行使ウェブサイトへアクセス

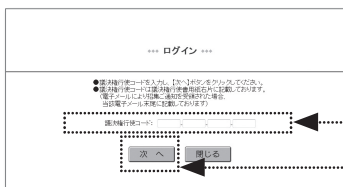


議決権行使ウェブサイト  
<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>  
 又は検索サイトで  
**議決権行使 みずほ** **検索**  
 で検索。



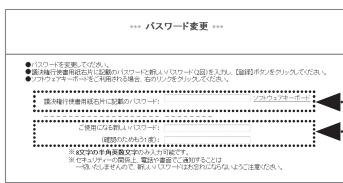
「インターネットによる議決権行使について」をお読みいただき、「次へすすむ」をクリック。

## 2 ログイン



「議決権行使コード」を入力し、「次へ」をクリック。  
 ※「議決権行使コード」及び「パスワード」は本書同封の「議決権行使書用紙」の右片に記載されております。

## 3 パスワードの入力



パスワード変更画面が出ますので、初期パスワードを入力し、株主様のご使用になるパスワードを登録してください。

以降は画面の指示に従って賛否をご入力ください

## ご注意

- ▶ パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。本株主総会終了まで、大切に保管ください。パスワードのお電話等によるご照会には、お答えすることができません。
- ▶ パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされてしまった場合、画面の案内に従ってお手続きください。
- ▶ インターネットに関する費用（プロバイダー接続料金、通信料金等）は、株主様のご負担となります。
- ▶ 議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続環境にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合もございます。

インターネットによる議決権行使で、パソコンの操作方法等がご不明の場合は、下記にお問い合わせください。

ご利用に関するお問い合わせ先

みずほ信託銀行 証券代行部

☎ 0120-768-524

受付時間  
 午前9時～午後9時（年末年始を除く）

## 機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

株式会社 I C J が運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、上記のほか、当該プラットフォームをご利用いただけます。

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少の件

#### 1. 資本金及び資本準備金の額の減少の理由

財務戦略の一環として、今後の機動的かつ柔軟な資本政策に備えることを目的として、会社法第447条第1項及び会社法第448条第1項の規定に基づき、次の通り資本金及び資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金へ振り替えることにつき、ご承認をお願いするものであります。

#### 2. 資本金及び資本準備金の額の減少に関する事項

減少する資本金及び資本準備金の額、減少の方法及び効力発生日は次の通りであります。

##### (1) 減少する資本金の額

資本金の額216,478,500円を116,478,500円減少し100,000,000円とする。

##### (2) 減少する資本準備金の額

資本準備金の額141,478,500円を116,478,500円減少し25,000,000円とする。

##### (3) 資本金の額及び資本準備金の額の減少の方法

会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金の額及び資本準備金の額の減少を、上記の通り行った上で、それぞれの全額をその他資本剰余金に振り替える。

##### (4) 資本金の額及び資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2024年6月27日

## 第2号議案 剰余金の処分（C種優先株式及びD種優先株式に係る配当）の件

第88期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下の通りといたしたいと存じます。

なお、普通株式の配当につきましては、誠に遺憾ながら無配とさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社C種優先株式1株につき85,000円、当社D種優先株式1株につき40,000円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は合計256,940,000円となります。

(C種優先株式配当総額 127,500,000円、D種優先株式配当総額 129,440,000円)

また、配当原資については、資本剰余金とすることを予定しております。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年6月28日

## 第3号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（7名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため社外取締役1名を増員し、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次の通りであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当		
1	くすもと けんいちろう 楠元 健一郎	代表取締役社長		再任
2	いしおか けんおう 石岡 健生	取締役兼専務執行役員 事業推進本部長		再任
3	せきかわ しゅうへい 関川 周平	取締役兼常務執行役員 コーポレート企画本部長		再任
4	よこかわ まさき 横川 正紀	取締役		再任
5	たか だ ひろあき 高田 弘明	社外取締役	社外取締役候補者	再任
6	いのうえ はるたか 井上 晴孝	社外取締役	社外取締役候補者	独立役員候補者 再任
7	きたじま あき 北島 亜紀	社外取締役	社外取締役候補者	独立役員候補者 再任
8	たかはし やすただ 高橋 康忠	顧問	社外取締役候補者	新任



1

くすもと  
楠元けんいちろう  
健一郎

(1964年11月20日生 59歳)

再任

- 当社における地位、担当：代表取締役社長
- 所有する当社株式の数：普通株式 17,537株
- 略歴

1988年4月 株式会社大和銀行（現 株式会社りそな銀行）入社  
 2002年7月 同行新宿新都心支店 次長  
 2003年7月 同行東京融資第三部 審査役  
 2009年2月 同行審査部企業金融室グループリーダー  
 2012年10月 当社へ業務外向 執行役員 財務政策担当部長兼社長室長  
 2014年4月 りそな銀行東京営業第六部長 兼コーポレートビジネス部企業ファイナンス室長  
 2017年4月 当社入社 常務執行役員 社長室長  
 2017年6月 当社取締役兼常務執行役員  
 2021年4月 当社代表取締役社長（現任）  
 2022年4月 株式会社紅とん 代表取締役社長（現任）  
 2023年4月 株式会社扇屋東日本 代表取締役社長（現任）  
 2023年4月 株式会社扇屋西日本 代表取締役社長（現任）  
 2023年11月 株式会社一源 代表取締役社長（現任）  
 2023年11月 株式会社一丁 代表取締役社長（現任）

#### ■ 取締役候補者とした理由

楠元健一郎氏は、りそな銀行に長く在籍し、同行での金融実務及び企業再生の豊富な経験と知識を有しています。また、当社グループの経営を担ってきた実績や経験を有しており、今後も当社グループの持続的な発展、企業価値向上に寄与できるものと判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。

2

いしおか  
石岡けんおう  
健生

(1972年5月28日生 52歳)

再任

- 当社における地位、担当：取締役兼専務執行役員 事業推進本部長
- 所有する当社株式の数：普通株式 8,347株
- 略歴

1991年12月 アイク株式会社入社  
 1999年4月 ディックファイナンス株式会社（現 CFJ合同会社）入社  
 2009年3月 株式会社紅とん入社  
 2010年7月 同社企画本部マネジャー  
 2015年3月 株式会社扇屋コーポレーション（現 株式会社扇屋東日本）企画本部マネジャー  
 2017年4月 同社執行役員 経営管理本部長  
 2018年6月 同社取締役兼執行役員 経営管理本部長  
 2020年5月 株式会社紅とん 代表取締役社長  
 2021年4月 当社取締役兼執行役員 事業推進室長  
 2023年6月 当社取締役兼常務執行役員 事業推進室長  
 2024年4月 当社取締役兼専務執行役員 事業推進本部長（現任）

#### ■ 取締役候補者とした理由

石岡健生氏は、当社子会社において、店舗営業を経験の後、経営管理部門の統括、子会社の取締役や代表取締役として経営を行うなど豊富な経験を有しております。また、新規事業の導入・展開により、収益構造の改善に努めるなど、当社グループの成長に貢献してきた実績があり、当社グループの持続的な発展、企業価値向上に寄与できるものと判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。

3

せき かわ  
関川

しゅう へい  
周平

(1980年5月6日生 44歳)

再任

■ 当社における地位、担当：取締役兼常務執行役員 コーポレート企画本部長

■ 所有する当社株式の数：普通株式 8,328株

■ 略歴

2005年7月 当社入社

2017年4月 当社企画副本部長

2018年10月 当社執行役員 企画副本部長

2019年4月 当社執行役員 企画部長

2021年4月 当社執行役員 コーポレート企画室長

2021年6月 株式会社フードリーム 代表取締役社長（現任）

2023年4月 当社執行役員 未来推進室長

2023年6月 当社取締役兼執行役員 コーポレート企画室長

2024年4月 当社取締役兼常務執行役員 コーポレート企画本部長（現任）

■ 取締役候補者とした理由

関川周平氏は、当社の経営管理部門の経験が長く経営管理全般に幅広い見識を有しております。長年の経験から、当社グループを深く理解しており、今後も当社グループの持続的な発展、企業価値向上に寄与できるものと判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。

4

よこ かわ  
横川

まさ き  
正紀

(1972年12月19日生 51歳)

再任

■ 当社における地位、担当：取締役（非常勤）

■ 所有する当社株式の数：普通株式 30,500株

■ 重要な兼職の状況：株式会社ウェルカム 代表取締役

株式会社ディーンアンドデルーカカフェジャパン 代表取締役

■ 略歴

1996年4月 暁印刷株式会社（現 株式会社ヴィア・ホールディングス）入社

2000年2月 株式会社ジョージズファニチュア（合併により現 株式会社ウェルカム）設立 代表取締役

2002年7月 株式会社ディーンアンドデルーカジャパン設立（現 株式会社ウェルカム）設立 取締役

2008年3月 同社代表取締役（現任）

2015年12月 株式会社ディーンアンドデルーカカフェジャパン 代表取締役（現任）

2020年8月 当社執行役員副社長

2020年8月 株式会社扇屋東日本 代表取締役社長

2020年8月 株式会社扇屋西日本 代表取締役社長

2021年4月 株式会社紅とん 代表取締役社長

2023年6月 当社取締役（非常勤）（現任）

■ 取締役候補者とした理由

横川正紀氏は、株式会社ウェルカム及び株式会社ディーンアンドデルーカカフェジャパンの代表取締役を現任しており、企業経営やマーケティング、ブランド戦略について豊富な経験・実績・見識を有しております。これらの経験・実績を踏まえて、今後もその豊富な経験や知見から、当社グループの持続的な発展、企業価値向上に寄与できるものと判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。

5

たか だ

ひろ あき

高田 弘明

(1957年1月21日生 67歳)

社外取締役  
候補者

再任

- 当社における地位、担当：社外取締役
- 所有する当社株式の数：0株
- 重要な兼職の状況：暁総合法律事務所所長
- 略歴

1986年4月 最高裁判所司法研修所入所  
 1988年4月 弁護士登録（東京弁護士会）  
 1991年2月 半蔵門総合法律会計事務所開設  
 1994年8月 暁総合法律事務所に名称変更（現任）  
 2008年6月 当社取締役（現任）

#### ■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

高田弘明氏は、弁護士としての豊富な経験と高度な専門知識を有しており、取締役会等における積極的な提言や助言を通じて、当社グループのガバナンス向上に大きな貢献をいただいております。同氏は、社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、引き続き同氏の経験等を当社の経営及び監督に活かしたく、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏の当社社外取締役の就任期間は、本総会終結の時をもって16年となります。

6

いの うえ

はる たか

井上 晴孝

(1952年4月7日生 72歳)

社外取締役  
候補者独立役員  
候補者

再任

- 当社における地位、担当：社外取締役
- 所有する当社株式の数：普通株式 5,892株
- 重要な兼職の状況：井上・桜井法律事務所所長  
北沢産業株式会社社外監査役
- 略歴

1978年9月 株式会社辰巳法律研究所入所  
 1982年7月 同社退所  
 1985年4月 弁護士登録（東京弁護士会）浅見東司法律事務所入所  
 1988年4月 井上晴孝法律事務所開設  
 2018年7月 井上・桜井法律事務所に名称変更（現任）  
 2020年7月 当社取締役（現任）

#### ■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

井上晴孝氏は、弁護士として豊富な経験と高度な専門知識を有しております。また、他の企業の監査役における豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外取締役として客観的な立場から経営に参画し、経営陣から独立した立場で適切な助言と提言をいただいております。同氏は、社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、引き続き同氏の経験等を当社の経営及び監督に活かしたく、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏の当社社外取締役の就任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

7 きた じま あ き  
北島 亜紀 (1971年3月17日生 53歳)

社外取締役  
候補者

独立役員  
候補者

再任

- 当社における地位、担当：社外取締役
- 所有する当社株式の数：0株
- 重要な兼職の状況：あおい会計社 代表税理士  
社会医療法人ジャパンメディカルアライアンス監事

■ 略歴

1992年 4月 学校法人東京会計法律学園東京会計法律専門学校専任講師  
1994年 9月 平成会計士入所  
2003年 2月 税理士登録（東京税理士会）  
2003年 4月 税理士法人平成会計社社員  
2004年 3月 株式会社産業再生機構入社  
2006年 3月 税理士法人平成会計社社員  
2017年 1月 あおい会計社 代表税理士（現任）  
2022年 6月 当社取締役（現任）

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

北島亜紀氏は、税理士としての幅広い見識を有し、複数の組織・団体等の監事の経験も豊富に有しております。また、株式会社産業再生機構において、複数の大型案件の再生にも携わるなど、事業再生、再編の分野にも精通しており、社外取締役として客観的な立場から経営に参画し、経営陣から独立した立場で適切な助言と提言をいただいております。引き続き同氏の経験等を当社の経営及び監督に活かしたく、社外取締役候補者いたしました。  
なお、同氏の当社社外取締役の就任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

8 たか はし やす ただ  
高橋 康忠 (1956年5月24日生 68歳)

社外取締役  
候補者

新任

- 当社における地位、担当：顧問
- 所有する当社株式の数：普通株式 2,000株

■ 略歴

1974年 4月 ユタカ設備工業株式会社 入社  
1978年 9月 タニザワフーズ株式会社 入社  
1995年12月 有限会社ハイランド 設立  
2006年 2月 株式会社物語コーポレーション 入社 開発本部本部長  
2006年 5月 同社取締役 開発本部本部長  
2011年 9月 同社取締役・執行役員 FC支援室室長  
2015年 2月 同社取締役・執行役員 FC事業推進本部本部長  
2018年 7月 同社取締役常務 店舗・立地開発本部本部長  
2020年 7月 同社常務執行役員 M&A担当  
2023年 4月 当社顧問（現任）

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

高橋康忠氏は、長年、株式会社物語コーポレーションの役員として主にFC体制の構築並びに人財開発に携わっており、その分野において豊富な経験と知識を有しております。これまでの経験や実績を踏まえ、今後、当社の企業価値向上のために、有用な助言をいただくことを期待し、社外取締役候補者いたしました。

(注)

1. 当社との特別の利害関係  
各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 社外取締役候補者に関する事項
  - ・候補者のうち、高田弘明氏、井上晴孝氏、北島亜紀氏、高橋康忠氏は社外取締役候補者であります。
  - ・高田弘明氏が経営する暁総合法律事務所との間では、1992年3月より、当社の顧問法律事務所として法律顧問契約を締結して継続的に法的アドバイスを受けており、弁護士報酬を支払っております。
  - ・当社は井上晴孝氏、北島亜紀氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員と指定し、同取引所に届け出ております。
3. 社外取締役候補者との責任限定契約の内容の概要  
当社は、社外取締役との間に、社外取締役がその期待される役割を十分に発揮できるように、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。なお、高田弘明氏、井上晴孝氏及び北島亜紀氏の再任が承認された場合には、当社は各氏との間で、当該契約を継続する予定であります。また、高橋康忠氏の選任が承認された場合には、当社と同氏との間で、同様の当該契約を締結する予定であります。
4. 所有する当社株式の数には当社役員持株会の個人の株式持分を含んでおります。
5. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要  
当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。各取締役候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を同内容にて更新する予定であります。

## 第4号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。  
監査役候補者は、次の通りであります。

1

おおしま まさやす  
大島 政靖

(1963年1月8日生 61歳)

再任

- 当社における地位：常勤監査役
- 所有する当社株式の数：普通株式 2,253株
- 略歴

1985年4月 株式会社森永エンゼル（現株式会社フードリーム）入社  
1998年4月 同社経理部統括マネジャー  
2006年4月 同社取締役管理本部長  
2013年10月 同社専務取締役  
2018年4月 同社代表取締役社長  
2019年3月 当社執行役員財務部副部長  
2020年7月 当社監査役（現任）

### ■ 監査役候補者とした理由

大島政靖氏は、当社子会社の経営及び当社グループでの経理を中心とした管理部門の業務を通じて培われた、財務及び管理全般に関する豊富な知識と経験を有しております。また、その職歴からも監査業務に携わるなど監査に必要なノウハウと能力が豊富である点を踏まえ、監査役として適任であると判断しております。

2

ゆやま ともものり  
湯山 朋典

(1971年4月10日生 53歳)

社外監査役  
候補者

独立役員  
候補者

再任

- 当社における地位：社外監査役
- 所有する当社株式の数：普通株式 8,857株
- 重要な兼職の状況：湯山公認会計士・税理士事務所代表  
キャナルコーポレイトマネジメント株式会社代表取締役社長

### ■ 略歴

1994年10月 明治監査法人入所  
1997年4月 公認会計士登録  
1997年8月 アルマ&アソシエイツ入社  
2004年8月 税理士登録  
2004年9月 湯山公認会計士・税理士事務所設立 代表（現任）  
2006年8月 キャナルコーポレイトマネジメント株式会社代表取締役社長（現任）  
2020年7月 当社監査役（現任）

### ■ 社外監査役候補者とした理由

湯山朋典氏は、公認会計士及び税理士としての職務を通じて培われた会計・税務に関する専門的な知識及び豊富な経験を有しており、これらを当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役候補者としております。  
なお、同氏の当社社外監査役就任期間は、本総会の終結の時をもって4年となります。

3

まつくま  
松隈けんじ  
健児

(1963年12月2日生 60歳)

社外監査役  
候補者

再任

- 当社における地位：社外監査役
- 所有する当社株式の数：0株
- 重要な兼職の状況：アサヒビール株式会社 常勤監査役
- 略歴

1986年 4月 アサヒビール株式会社 入社  
 2006年 4月 同社秋田支店長  
 2012年 4月 同社理事 マーケティング企画部長  
 2013年 9月 同社理事 東北統括本部長  
 2015年 3月 同社執行役員 営業部長  
 2018年 3月 同社執行役員 量販統括本部長  
 2019年 3月 アサヒドラフトマーケティング株式会社 代表取締役社長  
 2021年 4月 アサヒビール株式会社 執行役員 中部北陸統括本部長  
 2023年 3月 同社常勤監査役（現任）  
 2023年 6月 当社監査役（現任）

#### ■ 社外監査役候補者とした理由

松隈健児氏は、アサヒビールグループにおける経営者及び監査役としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、これらを当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役候補者としております。

なお、同氏の当社社外監査役就任期間は、本総会の終結の時をもって1年となります。

(注)

1. 当社との特別の利害関係  
各監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 社外監査役候補者に関する事項
  - ・ 候補者のうち、湯山朋典氏及び松隈健児氏は社外監査役候補者であります。
  - ・ 監査役 湯山朋典氏の重要な兼職先であります湯山公認会計士・税理士事務所との間では、2005年5月より当社の顧問会計事務所として会計顧問契約を締結して継続的にアドバイスを受けており、顧問報酬を支払っております。
  - ・ 監査役 松隈健児氏は、アサヒビール株式会社の常勤監査役であります。アサヒビール株式会社は当社株式の7.22%を保有する大株主であり、当社と同社の間では仕入関連の取引関係があります。
  - ・ 当社は湯山朋典氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員と指定し、同取引所に届け出ております。
3. 社外監査役候補者との責任限定契約の内容の概要  
当社は、社外監査役との間に、社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。当該責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。なお、湯山朋典氏及び松隈健児氏の選任が承認された場合には、当社は両氏との間で、当該契約を継続する予定であります。
4. 所有する当社株式の数には当社役員持株会の個人の株式持分を含んでおります。
5. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要  
当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。各監査役候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を同内容にて更新する予定であります。

(参考)

本総会において第3号議案、第4号議案を原案どおり承認いただいた場合の取締役及び監査役が有する専門性と経験・知見（スキルマトリックス）は下記の通りです。

氏名	専門性と経験								
	企業経営	マーケティング 店舗開発	人事・労務	製造・品質 管理	財務会計	法務 コンプライアンス リスク管理	IT・技術	業界の知見	サステナ ビリティ
楠元 健一郎	●	●			●		●	●	●
石岡 健生	●	●		●			●	●	
関川 周平	●		●		●				●
取締 役	横川 正紀	●	●					●	
	高田 弘明	社外	●	●		●			
	井上 晴孝	独立 社外	●	●		●			
	北島 亜紀	独立 社外	●			●			
	高橋 康忠	社外	●	●	●	●		●	
	大島 政靖	●				●		●	
	湯山 朋典	独立 社外				●	●		
監 査 役	松隈 健児	社外	●					●	

以上



## 1 企業集団の現況

### 1. 当連結会計年度の事業の状況

#### (1) 事業の経過及び成果

##### ① 事業全体の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が鈍化したことを受けて行動制限が緩和されたことや、2023年5月に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が5類に引き下げられたこと等により、経済活動の正常化がみられるものの、国内では円安に起因するインフレや2024年問題に伴う物流制約、労働人口の減少等により、景気動向は不透明な状況が続いております。さらに、海外ではロシア・ウクライナや中東情勢等、地政学的リスクに起因した経済情勢が混沌としており、その先行きは予断を許さない状況となっております。

外食産業におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が収束傾向を示すなか、インバウンドを含め堅調な需要が続いているものの、円安に伴う原材料価格の更なる上昇等が見込まれることに加え、人財面での供給不足の状態が深刻化しつつあり、引き続き厳しい経営環境が予想されております。また、賃上げトレンドとインフレの継続が想定される中、選択的消費の傾向がますます強まるものと思われま

す。この状況のなか当社グループにおきましては、人手不足やコスト高騰、事業環境の変化といった課題への対応に取り組んでまいりました。事業再生計画に基づき、本部コストの削減、メニュー改定及びメニューミックスによる顧客粗利改善、食材ロス削減による原価改善、店舗の営業オペレーション見直しによる労働生産性の向上で、コスト削減に努め、また、各業態のメインアイテムの品質向上とそのための技術の再構築という「本質回帰」に徹底して取り組んでまいりました。その上で、コストを始めとした新たな構造変化に対応し、継続的に収益を生み出すための構造改革、修繕を含めた既存店舗のリフォームやリニューアル、ランチタイムとディナータイムで提供商品の異なる業態や異なるブランドを併せたダブルネーム業態等の新しい店舗業態の開発、これまでの大型店舗から専門店や小型店舗の強化へのシフト、変革に挑戦する組織風土改革、経営システムの改修等の施策に取り組み、これまでに培ってきた当社グループの強みの再構築と投資回収モデルのベースアップを図ってまいりました。

これらの取り組みの中で、当期に新規出店をした新タイプの「日本橋紅とん」、業態転換を実施した「しんぱち食堂」等においては、計画通りの実績が出ており、今後の展開を狙える状況にあります。また、足元の状況からもこれまでの黒字化達成に向けた再生フェーズから再成長という次のフェーズに歩みを進めるため、これまで適正な規模に向けたリストラクチャリングが中心だった店舗戦略を、新規出店による再拡大への転換、再成長に向けてのリモデル新業態及び新コンセプトの業態展開に着手しております。

店舗数については、開店が2店舗、リストラクチャリングのための閉店が14店舗（うちF C 2店舗）となり、当第4四半期末の店舗数は、312店舗（うちF C 29店舗）となりました。

また、上記店舗の閉店と減損会計の適用により、減損損失24百万円等の特別損失が発生しております。

以上の結果、当連結会計年度の当社グループの売上高は16,981百万円（前年同期比16.7%増）、営業利益は325百万円（前連結会計年度は営業損失933百万円）、経常利益は249百万円（前連結会計年度は経常損失1,000百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益は216百万円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失1,329百万円）となり、営業利益及び経常利益ともに6期ぶりの黒字化を達成しました。

## ② 子会社別の事業の状況

子会社別の事業の状況は以下の通りであります。なお、会社ごとの売上高は、連結取引相殺消去前の売上高であるため、連結損益計算書の売上高とは一致しておりません。

### (a) (株)扇屋東日本、(株)扇屋西日本

焼き鳥居酒屋「備長扇屋」「やきとりの扇屋」では、メインアイテムの焼き鳥や生ビールなどの提供品質向上や、居心地を高める設備のメンテナンス、人件費などの管理可能コストの適正化を実施いたしました。

(株)扇屋東日本と(株)扇屋西日本を合算した当連結会計年度の売上高は8,057百万円（前年同期比19.9%増）、当期において開店が1店舗、閉店10店舗（うちF C 2店舗）となり、期末店舗数は195店舗（うちF C 28店舗）となりました。

### (b) (株)フードリーム

ショッピングセンターや商業施設内を中心に、「パステルイタリアーナ」「カプチーナ」「ステーキハウス松木」「鶴亀堂」など様々なブランドを展開する(株)フードリームでは、高付加価値商品の導入やサービス向上施策により収益率の改善を進め、また、「パステル」のリブランディング型リニューアルを実施いたしました。

(株)フードリームの当連結会計年度の売上高は5,318百万円（前年同期比10.3%増）、当期において閉店2店舗となり、期末店舗数は73店舗であります。

(c) ㈱一丁

首都圏のターミナル駅を中心に展開する刺身居酒屋「魚や一丁」は、将来的な再出店を見据えたメニュー実験や収益構造の見直しを実施いたしました。

㈱一丁の当連結会計年度の売上高は569百万円（前年同期比17.4%増）、当期において店舗数の増減はなく、期末店舗数は5店舗（うちF C 1店舗）であります。

(d) ㈱一源

埼玉を中心に展開する総合型居酒屋「いちげん」では、地域オンリーワン店となるべく、地域ごとのニーズにあわせたメニュー実験やイベントなどを提案しております。また、「魚や一丁」の専門性を付加したコラボレーションメニューの展開も実施いたしました。

㈱一源の当連結会計年度の売上高は1,135百万円（前年同期比22.1%増）、当期において閉店1店舗となり、期末店舗数は10店舗となりました。

(e) ㈱紅とん

都心のターミナル駅を中心に展開する炭火串焼き専門店「日本橋紅とん」では、専門店ならではの商品開発や串焼き技術の向上を図ってまいりました。また、2023年8月に新店の吉祥寺南口店をオープンしております。

㈱紅とんの当連結会計年度の売上高は1,920百万円（前年同期比18.4%増）、当期において開店が1店舗、閉店1店舗となり、期末店舗数は29店舗となりました。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は312百万円であります。その主な内容は外食サービス事業における店舗リニューアル等に伴うものであります。

## (3) 資金調達の状況

当社は当連結会計年度において、第26回新株予約権の行使により232百万円の資金調達を行っております。

## (4) 対処すべき課題

当社グループといたしましては、当面の対処すべき課題として以下の通り認識し、対策に取り組んでおります。

### ① 既存店の売上向上

厳しい経済環境の中にあっても安定的な成長を実現するために、オペレーションの磨きこみやマーケットに則した商品開発を進め、魅力あるコンセプトと商品の提案を行ってまいりました。また、外食産業の原点であるQ S C Aをさらに強化すること、本質回帰と称した各業態の主力商品の品質向上で、より多くのお客様に再来店していただける店舗づくりを行い、業態ブランドの構築を図っており、さらに、商圈の新しいニーズにマッチした効果的な新業態、新概念の業態転換やリニューアルを実施するなどして、業態価値向上による既存店の売上を押し上げてまいります。

### ② 人財の確保・育成

グループの発展・拡大に欠かせない人財の確保・育成については、「社員を豊かに幸せに出来る会社」を目指し、外国人材の確保やベースアップ等の社員の処遇改善、労働環境向上施策を実施してまいりました。今後も時代や環境の変化に合わせて制度の改善に取り組み、更なる従業員満足度の向上を追求してまいります。

### ③ 食の安全・安心の確保

今後ますます重要となる食の安全・安心の確保のため、社内に設置された食品衛生委員会を中心に、グループ横断で社内ルールの徹底、情報の共有を図っております。また、外部の調査機関に継続的に検査を委託し、購入食材の安全性と店舗の衛生管理状況の確認・改善を行っております。

### ④ 財務基盤の強化

足下では黒字化達成に向けた再生フェーズから今後の展開を狙う再成長フェーズに歩みを進めております。再成長に向けての業態展開やDXによる新経営システムへの移行を実施していくため、財務基盤の強化及び将来の投資需要に柔軟に対応できる財務柔軟性の確保を目的として、2024年1月に第三者割当による行使価額修正条項付第26回及び第27回新株予約権（行使指定・停止指定条項付）の発行を行っております。

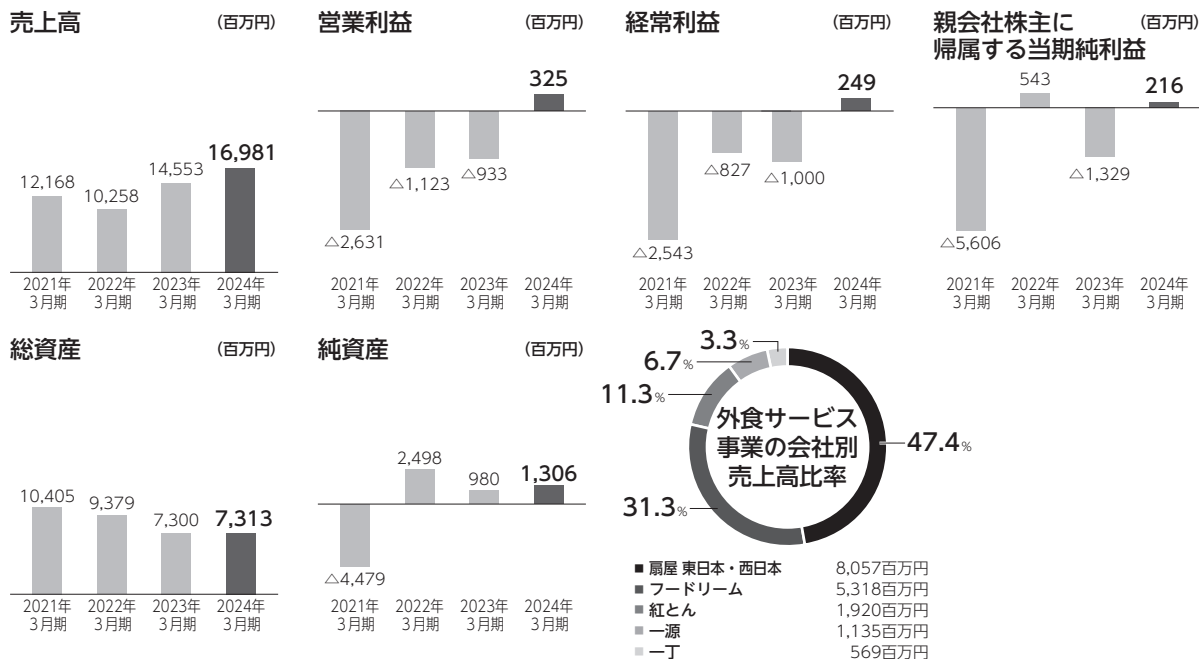
## (5) 財産及び損益の状況

### 企業集団の財産及び損益の状況

区 分		第85期 2021年3月期	第86期 2022年3月期	第87期 2023年3月期	第88期 当連結会計年度 2024年3月期
売上高	(百万円)	12,168	10,258	14,553	<b>16,981</b>
経常利益	(百万円)	△2,543	△827	△1,000	<b>249</b>
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	△5,606	543	△1,329	<b>216</b>
1株当たり当期純利益	(円)	△175.64	16.25	△37.05	<b>5.15</b>
総資産	(百万円)	10,405	9,379	7,300	<b>7,313</b>
純資産	(百万円)	△4,479	2,498	980	<b>1,306</b>
1株当たり純資産額	(円)	△140.34	△101.95	△120.19	<b>△83.53</b>

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均の発行済株式数により算出しております。

2. 1株当たり純資産については、種類株主からの払込金額及び当該株主に掛かる優先配当予定額を控除して計算しているため、マイナスとなっております。



## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社扇屋東日本	50百万円	100%	外食サービス事業
株式会社扇屋西日本	50百万円	100%	外食サービス事業
株式会社フードリーム	50百万円	100%	外食サービス事業
株式会社一丁	50百万円	100%	外食サービス事業
株式会社一源	50百万円	100%	外食サービス事業
株式会社紅とん	50百万円	100%	外食サービス事業

### ③ 特定完全子会社に関する事項

会社名	住所	株式の帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社扇屋西日本	東京都新宿区早稲田鶴巻町519	1,232百万円	5,103百万円

## (7) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

外食サービス事業：焼き鳥居酒屋「備長扇屋」、「やきとりの扇屋」、パスタ&デザート「パステル」、「パステルイタリアーナ」、洋食レストラン「オープン亭」、「ステーキハウス松木」、中華レストラン「双喜亭」、刺身居酒屋「魚や一丁」、食彩厨房「いちげん」、炭火串焼き専門店「日本橋紅とん」、大阪風お好み焼き居酒屋「ぼちぼち」その他の飲食店経営

## (8) 主要な営業所 (2024年3月31日現在)

本 社 東京都新宿区

## (9) 使用人の状況 (2024年3月31日現在)

### ① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
363 (1,358) 名	3 (93) 名

(注) 使用人数は就業人員(当社グループからグループ外部への出向者は除き、グループ外部からの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(契約社員、準社員)は1日8時間換算による当連結会計年度の平均人員を( )内に外数で記載しております。

### ② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
31 (4) 名	0 (△2) 名	48.5歳	13.7年

(注) 使用人数は就業人員(当社から外部への出向者は除き、外部からの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(契約社員、準社員)は1日8時間換算による当事業年度の平均人員を( )内に外数で記載しております。

**(10) 主要な借入先の状況** (2024年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社りそな銀行	847百万円
株式会社みずほ銀行	571百万円
RKDエンカレッジファンド投資事業有限責任組合	500百万円

(注) 借入金残高が500百万円以上の金融機関を記載しております。

**2 会社の現況****1. 株式の状況** (2024年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数	普通株式	120,000,000株
	C種優先株式	1,500株
	D種優先株式	4,500株
(2) 発行済株式の総数	普通株式	44,197,682株 (自己株式2,530株含む)
	C種優先株式	1,500株
	D種優先株式	4,500株 (自己株式1,264株含む)
(3) 株主数	普通株式	41,184名
	C種優先株式	1名
	D種優先株式	3名

**(4) 大株主 (上位10名)**

株主名		持株数	持株比率
アサヒビール株式会社	普通株式	3,192千株	7.22%
横川 端	普通株式	2,205千株	4.99%
横川 竟	普通株式	2,029千株	4.59%
横川 紀夫	普通株式	1,973千株	4.47%
株式会社W&E	普通株式	858千株	1.94%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	普通株式	838千株	1.89%
大関株式会社	普通株式	615千株	1.39%
株式会社ウェルカム	普通株式	600千株	1.36%
実井 俊介	普通株式	600千株	1.36%
今井 辰男	普通株式	521千株	1.18%

(注) 1. 千株未満は切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、自己株式 (普通株式) 2,530株、自己株式 (D種優先株式) 1,264株を控除して計算しております。

## 2. 会社役員の状況 (2024年3月31日現在)

## (1) 取締役及び監査役の状況

地位及び担当	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	楠元 健一郎	
取締役兼常務執行役員 事業推進室長	石岡 健生	
取締役兼執行役員 コーポレート企画室長	関川 周平	
取締役	横川 正紀	(株)ウエルカム代表取締役 (株)ディーアンドデルーカカフェジャパン代表取締役
社外取締役	高田 弘明	暁総合法律事務所所長
社外取締役	井上 晴孝	井上・桜井法律事務所所長 北沢産業(株)社外監査役
社外取締役	北島 亜紀	あおい会計社代表税理士 社会医療法人ジャパンメディカルアライアンス監事
常勤監査役	大島 政靖	
社外監査役	湯山 朋典	湯山公認会計士・税理士事務所代表 チャンネルコーポレイトマネジメント(株)代表取締役社長
社外監査役	松隈 健児	アサヒビール(株)常勤監査役

- (注) 1. 取締役 高田弘明氏、取締役 井上晴孝氏及び取締役 北島亜紀氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 湯山朋典氏及び監査役 松隈健児氏は、社外監査役であります。
3. 取締役 井上晴孝氏、取締役 北島亜紀氏及び監査役 湯山朋典氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。
4. 取締役 高田弘明氏の重要な兼職先であります暁総合法律事務所との間では、1992年3月より当社の顧問法律事務所として法律顧問契約を締結して継続的に法律的アドバイスを受けており、弁護士報酬を支払っております。
5. 監査役 湯山朋典氏の重要な兼職先であります湯山公認会計士・税理士事務所との間では、2005年5月より当社の顧問会計事務所として会計顧問契約を締結して継続的にアドバイスを受けており、顧問報酬を支払っております。
6. 監査役 松隈健児氏は、アサヒビール株式会社の常勤監査役であります。アサヒビール株式会社は当社株式の7.22%を保有する大株主であり、当社と同社の間では仕入関連の取引関係があります。
7. 取締役 井上晴孝氏が兼職している他の法人等と当社との間には、重要な関係はありません。
8. 取締役 北島亜紀氏が兼職している他の法人等と当社との間には、重要な関係はありません。
9. 監査役 湯山朋典氏は、税理士及び公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
10. 取締役 篠畑康美氏、監査役 佐藤郁夫氏は2023年6月29日をもって辞任いたしました。



## (2) 取締役及び監査役の報酬等

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役の報酬等の決定は、透明性と客観性を高めるため、社外役員が過半数を構成する指名・報酬諮問委員会における審議を経て、取締役会にて決定しております。

当社の取締役の報酬は、固定報酬の他、業績連動型賞与により構成されており、現金にて支給されます。業績連動型賞与は、公表する業績予想の連結営業利益の達成状況を基礎として、株主への配当、従業員の賞与水準などを総合的に勘案の上、指名・報酬諮問委員会で審議し、取締役会にて決定しております。

これにより当社取締役の利益水準に対する意識を高め、役員報酬と当社の業績及び株式価値との関連性をより明確にし、取締役が中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

また、決定方針は、指名・報酬諮問委員会に対する諮問を経て、取締役会が決定しております。

### ② 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社においては、取締役の報酬の決定は、その審議の透明性と客観性を高めるため、社外役員が過半数を構成する指名・報酬諮問委員会における審議を行った上で、取締役会は指名・報酬諮問委員会の審議内容を尊重して取締役の報酬を決定していることから、その内容は上記決定方針に沿うものであると判断しております。

### ③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる 役員の人数
		基本報酬	業績連動報酬	
取締役	33,617千円	33,617千円	—	8名
監査役	9,401千円	9,401千円	—	4名
合計 (うち社外役員)	43,019千円 (12,481千円)	43,019千円 (12,481千円)	—	12名 (6名)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2009年6月26日開催の第73期定時株主総会において年額300,000千円以内（ただし、使用人給与は含まないものとし、うち社外取締役分は年額30百万円以内とする。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち社外取締役は1名）です。
2. 監査役の報酬限度額は、2005年6月29日開催の第69期定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

### (3) 社外役員に関する事項

- ① 当事業年度における主な活動状況  
取締役会及び監査役会への出席状況等

氏名	地位	主な活動状況
高田 弘明	社外取締役	当事業年度中に開催された取締役会（13回中13回）に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、必要に応じ当社の経営上有用な意見、助言を適宜行い、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
井上 晴孝	社外取締役	当事業年度中に開催された取締役会（13回中13回）に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、必要に応じ当社の経営上有用な意見、助言を適宜行い、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
北島 亜紀	社外取締役	当事業年度中に開催された取締役会（13回中13回）に出席し、主に税理士としての専門的見地から、必要に応じ当社の経営上有用な意見、助言を適宜行い、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
湯山 朋典	社外監査役	当事業年度中に開催された取締役会（13回中13回）及び監査役会（13回中13回）に出席し、主に公認会計士及び税理士としての専門的見地から、必要に応じ当社の経営上有用な指摘、発言を行っております。
松隈 健児	社外監査役	社外監査役就任後に当事業年度中に開催された取締役会（10回中10回）及び監査役会（10回中10回）に出席し、主に経営者及び監査役としての専門的見地から、必要に応じ当社の経営上有用な指摘、発言を行っております。

- ② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の定めに基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

#### (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、取締役、監査役、会計監査人及び執行役員並びに子会社の役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。

保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

当該保険契約には、免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。

### 3. 会計監査人の状況

#### (1) 会計監査人の名称

フロンティア監査法人

#### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	36,000千円
② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	36,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人に対する報酬等の額と金融商品取引法の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておりませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、前期の監査実績の評価及び分析、会計監査の職務遂行状況並びに報酬見積りの算出根拠の相当性について必要な検証を行った上、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

#### (3) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人フロンティア監査法人は、会社法第427条第1項の定めに基づき責任限定契約を締結しております。その契約内容の概要は次の通りです。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、会計監査人が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

#### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、又は監査の信頼性・適正性をより高めるために妥当であると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の提出議案といたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

## ■ 連結計算書類

### 連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	第88期 2024年3月期
資産の部	
<b>流動資産</b>	<b>2,797</b>
現金及び預金	1,783
売掛金	712
原材料及び貯蔵品	124
未収入金	30
その他	147
<b>固定資産</b>	<b>4,508</b>
有形固定資産	2,707
建物及び構築物	2,010
機械装置及び運搬具	217
工具、器具及び備品	103
土地	365
建設仮勘定	10
無形固定資産	121
リース資産	33
その他	87
投資その他の資産	1,679
投資有価証券	371
敷金及び保証金	1,272
繰延税金資産	15
その他	19
<b>繰延資産</b>	<b>7</b>
株式交付費	0
新株予約権発行費	6
<b>資産合計</b>	<b>7,313</b>

科目	第88期 2024年3月期
負債の部	
<b>流動負債</b>	<b>2,534</b>
買掛金	799
一年内返済予定の長期借入金	249
未払金	392
未払費用	568
未払法人税等	50
賞与引当金	80
リース債務	1
資産除去債務	5
店舗閉鎖損失引当金	2
その他	383
<b>固定負債</b>	<b>3,472</b>
長期借入金	2,646
資産除去債務	744
繰延税金負債	12
その他	69
<b>負債合計</b>	<b>6,007</b>
純資産の部	
<b>株主資本</b>	<b>1,301</b>
資本金	216
資本剰余金	1,439
利益剰余金	△352
自己株式	△2
<b>新株予約権</b>	<b>4</b>
<b>純資産合計</b>	<b>1,306</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>7,313</b>

## 連結損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	第88期 2024年3月期	
売上高		16,981
売上原価		5,533
売上総利益		11,448
販売費及び一般管理費		11,123
営業利益		325
営業外収益		
受取利息及び配当金	7	
受取賃貸料	12	
違約金収入	10	
その他	7	37
営業外費用		
支払利息	92	
その他	21	113
経常利益		249
特別利益		
受取補償金	0	
店舗閉鎖損失引当金戻入額	26	27
特別損失		
減損損失	24	
固定資産売却損	2	
固定資産除却損	30	
店舗閉鎖損失	16	
その他	7	82
税金等調整前当期純利益		194
法人税、住民税及び事業税	46	
法人税等調整額	△68	△22
当期純利益		216
親会社株主に帰属する当期純利益		216

## ■ 計算書類

### 貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	第88期 2024年3月期
資産の部	
<b>流動資産</b>	<b>1,777</b>
現金及び預金	1,522
売掛金	101
未収入金	48
関係会社短期貸付金	1,289
貸倒引当金	△1,194
その他	9
<b>固定資産</b>	<b>3,318</b>
有形固定資産	84
建物	18
工具器具備品	65
無形固定資産	98
リース資産	33
その他	65
投資その他の資産	3,134
投資有価証券	371
関係会社株式	1,788
関係会社長期貸付金	3,930
貸倒引当金	△2,988
繰延税金資産	16
その他	16
<b>繰延資産</b>	<b>7</b>
株式交付費	0
新株予約権発行費	6
<b>資産合計</b>	<b>5,103</b>

科目	第88期 2024年3月期
負債の部	
<b>流動負債</b>	<b>573</b>
一年内返済予定の長期借入金	249
賞与引当金	8
未払金	197
未払費用	34
未払法人税等	6
リース債務	1
その他	75
<b>固定負債</b>	<b>2,656</b>
長期借入金	2,646
資産除去債務	10
<b>負債合計</b>	<b>3,230</b>
純資産の部	
<b>株主資本</b>	<b>1,868</b>
資本金	216
資本剰余金	1,439
資本準備金	141
その他資本剰余金	1,297
利益剰余金	214
その他利益剰余金	214
繰越利益剰余金	214
自己株式	△2
<b>新株予約権</b>	<b>4</b>
<b>純資産合計</b>	<b>1,872</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>5,103</b>

**損益計算書** (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	第88期 2024年3月期	
売上高		1,109
売上総利益		1,109
販売費及び一般管理費		672
営業利益		436
営業外収益		
受取利息及び配当金	147	
その他	0	147
営業外費用		
支払利息	92	
その他	9	101
経常利益		482
特別損失		
関係会社貸倒引当金繰入額	143	
関係会社支援損	20	
その他	0	163
税引前当期純利益		318
法人税、住民税及び事業税	123	
法人税等調整額	△18	104
当期純利益		214



連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月21日

株式会社ヴィア・ホールディングス  
取締役会 御中

フロンティア監査法人

東京都品川区

指定社員

業務執行社員

公認会計士 藤井 幸雄

指定社員

業務執行社員

公認会計士 酒井 俊輔

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ヴィア・ホールディングスの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヴィア・ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2024年5月21日

株式会社ヴィア・ホールディングス  
取締役会 御中

フロンティア監査法人

東京都品川区

指定社員

公認会計士 藤井 幸雄

業務執行社員

指定社員

公認会計士 酒井 俊輔

業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ヴィア・ホールディングスの2023年4月1日から2024年3月31日までの第88期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第88期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び各事業会社の主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査役が子会社の監査役を兼務しており、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人フロンティア監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人フロンティア監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月21日

株式会社ヴィア・ホールディングス 監査役会

常勤監査役	大島	政靖	㊟
社外監査役	湯山	朋典	㊟
社外監査役	松隈	健児	㊟

以上

# 株主総会会場ご案内図



会場

リーガロイヤルホテル東京  
3階「ロイヤルホール」

東京都新宿区戸塚町一丁目104番19号

☎ 03-5285-1121

※シャトルバスの運行状況は  
ホテルにお問い合わせください。



## 《電車をご利用の場合》

- 東京メトロ 有楽町線「早稲田駅」  
3a出口より徒歩10分
- 東京メトロ 有楽町線「江戸川橋駅」  
1b出口より徒歩15分
- 都電 荒川線「早稲田駅」より徒歩3分

## 《都バスをご利用の場合》

- 高田馬場駅より  
④⑤乗り場 上野公園行き(上69系統)、九段下行き(飯64系統)  
→早稲田下車
- ②乗り場 早大正門行き(学02系統)→早大正門下車

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はいたしておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

交通のご案内



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。



環境に配慮したFSC®認証紙と  
植物油インキを使用しています。